

令和 7 年度安全衛生研修会の講師派遣に係る特別支援金交付要領

(目的)

1. 公益社団法人全国産業資源循環連合会（以下「連合会」という。）は、「令和 7 年度安全衛生事業方針」に基づき、正会員が開催する安全衛生研修会の講師派遣に係る費用の一部として特別支援金を交付する。

(支援対象者)

2. 連合会の正会員とする。

(対象事業)

3. 正会員が実施する安全衛生研修会のうち、連合会が作成した教材「モデル安全衛生規程及びチェックリストの活用について」、「ツールの使用による規程の作成」の両方またはいずれかを、かつ「事業場全体で取り組むために」、「発生数の多い労働災害」の両方を使用し、正会員の会員または連合会が斡旋する講師が務める研修会（オンライン研修会を含む）とする。なお、補助金、委託費等の名目に関わらず他団体から経費の支払いがある研修会は除く。

(支援期間)

4. 令和 7 年度末までとする。

(支援金額)

5. 特別支援金の額は、下表①と②の合計額を各年度 1 回（1 日分）に限り交付する。

①講師謝金

連合会の規定に基づき講師謝金（10,000 円（源泉税込み）／1 時間あたり）は分単位で支給する。100 円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。なお、交付対象の講義時間は、研修会の開催案内や議事次第で確認ができるものに限る。

$$10,000 \text{ 円} \times \frac{\text{交付対象の講義時間(分)}}{60(\text{分})}$$

②交通費

講師の派遣に要する交通費は実費を支給する（研修会を主催する正会員の会員である産業廃棄物処理事業者の役職員が講師を務める場合に限る。）。

交通費の算定は各正会員の規程に基づきます。なお、原則として宿泊費は含みません。

(申請及び交付決定)

6. 特別支援金を申請する正会員は、原則として研修会の開催日の 1 ヶ月前までに様式 1「安全衛生研修会の講師派遣に係る特別支援金交付申請書」を提出しなければならない。連合会は交付申請書の内容を確認の上、特別支援金の交付対象事業の適否を判定し、正会員に対し交付決定通知書により交付決定額を通知する。

(報告)

7. 研修会終了後、1 ヶ月以内に様式 2「安全衛生研修会の講師派遣に係る特別支援事業実績報告書」を連合会に提出しなければならない。

(交付時期)

8. 特別支援金は、連合会が様式 2「安全衛生研修会の講師派遣に係る特別支援事業実績報告書」を受理した月の翌月末日までに、正会員に交付する。